

街の不動産トラブルを解決する

43 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者(調停人候補者)の方々の声を紹介します。

トラブル事例としては、隣が重要であり、経年劣化を織り込んだり込みながら、作成された公的な技術資料を判断基準として、関係者の妥協点を引き出すことが必要なのです。

また、圍舎新築と近隣住民の騒音問題もあります。こちらについては、幼稚・保育園側の騒音抑制への建築計画(構造材・壁厚・防音材・多重窓等)並びに運営(時間帯・送迎・業務・園庭)等の選択肢について、あらかじめ住民説明会等での調整業務が大事です。将来を担う子供たちの教育の重要性を説き、いかに周辺住民に容認してもらうか、建築計画上の配慮との調整が重要であると考えます。



須藤 誠氏

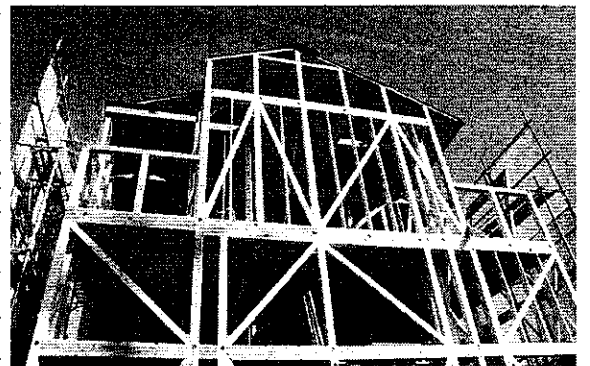
調停人候補者として、隣が重要であり、経年劣化を織り込んだり込みながら、作成された公的な技術資料を判断基準として、関係者の妥協点を引き出すことが必要なのです。

【調停人候補者】

須藤 誠 氏

大学客員教授(元教授)、社福理事、NPO理事長(国際協会)、研究所顧問

トラブルの解決においては、将来にしろりを残さないためにも判決という形態でなく、当事者同士で解決できる道を探り、和解に至ることが最重要と考えます。そのため、公平な中立的立場に立ち、因果関係立証の判断資料を収集し、公平な調停に向けた努力が必要だと思えます(当事者が自分



建て替えに伴い近隣とトラブルになることも

ADRについて、私自身、実践例を通して調停技法をブラッシュアップしていきたいと考えますが、どうしても事例が僅少(きんしょう)であることが残念です。公平な対話優先・促進型を目指し、当事者双方に寄り添いながら、その道の専門家(専門家)の意見と自分自身の技術上の意見を駆使し、客観的に双方の妥協点を見いだすべく提案していきたいと思えます。そして、調停人として幾多の業務を重ねることによって、信頼できる人格と能力の形成、そして事例集編集の一助を図りたいと考えております。

結びに、紛争解決に向けてADR制度が社会活動の中に早期に浸透し、合意形成へ早く有効に導く制度として広く認識されますことを祈っております。

保有資格等：工学博士、一級建築士、測量士、技術士、国際技術士(構造・土木)

資格・総合